（様式第a-1号 別紙1）（2021.4改正）

**導入する「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の社内規程の多言語化」の概要票**

**Ⅰ 導入する「雇用労務責任者の選任」**

|  |  |
| --- | --- |
| ① 雇用労務責任者が就業環境整備計画期間中において全ての外国人労働者と３か月ごとに１回以上の面談を行い、その結果を書面により作成する。 | □ 実施する　／　□ 実施しない※「実施しない」の場合、本助成金の支給を受けることができません。 |
| ② 外国人労働者が労働基準法その他の労働に関する法令（最低賃金法、労働安全衛生法など）違反を受けた場合に相談できる関係行政機関（労働基準監督署等）の案内を書面により配付する。 | □ 配付する　／　 □ 配付しない※「配付しない」の場合、本助成金の支給を受けることができません。 |
| ③ 雇用労務責任者の外国人労働者に対する周知予定日 | 年　　　　月　　　日 頃　　 |

**Ⅱ 導入する「就業規則等の社内規程の多言語化」**

|  |
| --- |
| ① 全ての事業所における多言語化する就業規則等の社内規程の種類 |
|  | □ 就業規則（労働基準法第89条）　　 　 □ 労働協約（労働組合法第14条）□ 労働条件通知書（労働基準法第15条） □ 雇用契約書（労働契約法第4条）　□ 時間外及び休日労働に関する労使協定（36協定）（労働基準法第36条）□ 貯蓄の管理に関する労使協定（労働基準法第18条）□ 賃金控除に関する労使協定（労働基準法第24条）□ １か月単位の変形労働時間制に関する労使協定・就業規則に準ずるもの（労働基準法第32条の2）□ フレックスタイム制に関する労使協定（労働基準法第32条の3）□ １年単位の変形労働時間制に関する労使協定（労働基準法第32条の4）□ １週間単位の非定型的変形労働時間制に関する労使協定（労働基準法第32条の5）□ 一斉休憩の適用除外に関する労使協定（労働基準法第34条）□ 月60時間超に係る割増賃金を代替休暇とする労使協定（労働基準法第37条）□ 事業場外労働のみなし労働時間制に関する労使協定（労働基準法第38条の2）□ 専門業務型裁量労働制に関する労使協定（労働基準法第38条の3）□ 企画業務型裁量労働制に関する労使委員会の決議（労働基準法第38条の4）□ 労使協定に代わる労使委員会の決議（労働基準法第38条の4）□ 年次有給休暇の時間単位付与に関する労使協定（労働基準法第39条）□ 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定（労働基準法第39条）□ 年次有給休暇の賃金を標準報酬日額とする労使協定（労働基準法第39条）□ 高度プロフェッショナル制度に関する労使委員会の決議（労働基準法第41条の2）□ 労使協定に代わる労働時間等設定改善委員会・労働時間等設定改善企業委員会の決議（労働時間等設定改善法第7条・第7条の2）□ 育児休業、所定外労働の制限、所定労働時間の短縮措置の適用除外に関する労使協定（育児・介護休業法第6条、第16条の8、第16条の9、第23条）□ 介護休業の適用除外に関する労使協定（育児・介護休業法第12条）□ 子の看護休暇、介護休暇の適用除外に関する労使協定（育児・介護休業法第16条の3、第16条の6）□ 高齢者の継続雇用に関する労使協定（高年齢雇用安定法第9条）□ 寄宿舎規則（労働基準法第95条） |
| ② 多言語化する就業規則等の社内規程の完成予定日（外部の機関または専門家等に委託する場合は納品予定日） | 年　　　　月　　　日 頃　　 |
| ③ 外国人労働者に対する多言語化した就業規則等の社内規程の周知方法 |
|  | □ 社内掲示板による周知　 　□ メール等の文書による周知　　 □ 回覧による周知□ 会議の開催による周知 　　□ その他（　 　　　　　　　　　　 ） |

（様式第a-1号 別紙1）（2021.4改正）

【記入上の注意】

　　＜Ⅰ 導入する「雇用労務責任者（※１、２）の選任」＞

 　 １　①欄は、「□ 実施する　／　□ 実施しない」のいずれかに「✔」してください。

　　　　２　②欄は、「□ 配付する　／　□ 配付しない」のいずれかに「✔」してください。

　　　　３　③欄は、選任する雇用労務責任者の外国人労働者に対する周知予定日を記入してください。

なお、雇用労務責任者を複数選任する場合は、最も遅い者に係る周知予定日を記入してください。

※１　雇用労務責任者とは、就労環境整備措置への取組み、外国人労働者からの相談への対応、その他外国人労働

　　者の就労環境の整備等に関する事項の管理業務担当者であり、本助成金を申請する場合は、雇用保険適用事業

　　所ごとに選任し、また選任したことを外国人労働者に周知する必要があります。

※２　雇用労務責任者は当該事業所において雇用されている労働者である必要があります。専任の者を配置する必

要はなく、外国人雇用管理業務を担当する人事課長等の兼任としても差し支えありません。また、国籍、就労

（経験）年数等の基準は設定しておりません。当該事業所において、雇用労務責任者として適当な者を選任で

きない場合は、当該事業所の事業主または役員が雇用労務責任者になることができますが、その場合であって

も、当該雇用労務責任者が同時に複数の事業所の雇用労務責任者になることはできません。

＜Ⅱ 導入する「就業規則等の社内規程の多言語化」＞

　　　　１　①欄は、多言語化する就業規則等の社内規程に「✔」してください。

なお、事業所においてすでに社内規程として作成しているものは、全て多言語化する必要があります。

２　②欄は、多言語化する就業規則等の社内規程の完成予定日を記入してください。

なお、多言語化する言語の種類が複数にわたる場合等は、最も遅い完成予定日（納品予定日）を記入

　　　　　してください。

　　３　③欄は、予定している周知方法に「✔」してください。

「□ その他（　　）」に「✔」する場合は、「（　　）」に具体的な周知方法を記入してください。